

【新・地方自治 2008 : No. 6】

地方分権改革推進委員会第一次勧告(2)

【第一次勧告と本部決定】

地方分権改革推進委員会の第一次勧告(概要参照)を受け、6月20日の政府地方分権改革推進本部決定に向けた与党内の議論が6月上旬に本格化した。

地方分権改革推進委員会 第1次勧告(概要)

平成20年5月28日

～生活者の視点に立つ「地方政府」の確立～

第1章 国と地方の役割分担の基本的な考え方

(1)「地方が主役の国づくり」に向けた今次分権改革の理念と課題

- ・地方政府の確立のための権限移譲 ・完全自治体の実現
- ・行政の総合性の確保 ・地方活性化 ・自治を担う能力の向上

(2)国と地方の役割分担の見直し

- ・住民に身近な行政は地方で担い、「国と地方の二重行政」を排除する観点から、現状の役割分担の類型(重複型・分担型・重層型・関与型・国専担型)に応じて国と地方の役割分担の区分けを見直し

(3)広域自治体と基礎自治体の役割分担(基礎自治体優先の原則)

- ・市町村合併の進展等を踏まえ、都道府県から市町村へ権限移譲を推進

第2章 重点行政分野の抜本的見直し

○くらしづくり分野関係

- ・・・幼保一元化、教育、医療、生活保護、福祉 等

○まちづくり分野関係

- ・・・土地利用(都市計画、農地等)、道路、河川 等

【別紙1参照】

第3章 基礎自治体への権限移譲と自由度の拡大

(1)基礎自治体への権限移譲の推進

- ・64法律、359の事務権限を都道府県から市町村へ移譲
- まちづくり分野:宅地開発や商業施設等の開発行為の許可等(市へ)
- 福祉分野:特別養護老人ホーム、保育所等の設置認可・指導監督等(市へ)
- 産業安全分野:高圧ガスの製造・貯蔵・販売の許可等(市町村へ) など

(2)補助対象財産の財産処分(転用、譲渡等)の弾力化

- ・原則、10年経過後の財産処分は、国庫納付不要かつ届出・報告制へ
- ・10年経過前でも、災害や市町村合併等に伴う財産処分には十分配慮
- ⇒勧告後、速やかに実施(約300以上の国庫補助金等が対象)

第4章 現下の重要二課題について

(1)道路特定財源の一般財源化

- ・一般財源化の検討にあたっては、税源移譲を含め地方税財源の充実強化と地方の道路整備の自由度の拡大方策について検討すべき

(2)消費者行政の一元化

- ・消費生活センターの法的位置づけを明確化、地方自治体の取組に思い切った支援措置
- ・事故発生時の報告徴収、立入検査、改善命令を幅広く都道府県に権限移譲すべき

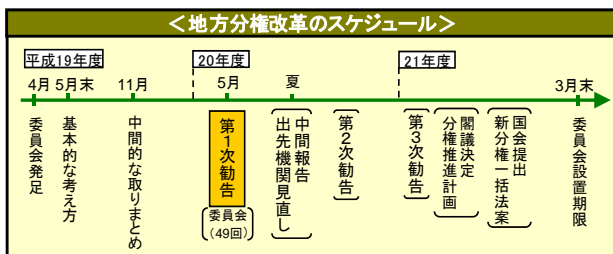
第5章 第2次勧告に向けた検討課題

(1)国の出先機関の改革の基本方向【別紙2参照】

- ・二重行政の解消に向け、国と地方の役割分担の類型に沿って、個別の事務・権限を地方移譲、本府省移管等に仕分けし、国の出先機関の廃止・縮小を検討
- ・本年夏の中間報告後、第2次勧告へ

(2)法制的な仕組みの横断的な見直し(義務付け・枠付け等)

- ・国の法令による義務付け・枠付けの廃止縮小に向け、各府省に対し網羅的な調査を実施。第2次勧告に向けて見直し作業を進める。
- ・広域連携の促進を含め、地方自治関係法制を見直し



重点行政分野の抜本的見直し(主なもの)

くらしづくり分野関係

- ① **幼保一元化・子ども**
 - ・認定こども園制度の一本化に向けた制度改革 ……(20年度中に結論)
 - ・保育所入所要件「保育に欠ける」を見直し等 ……(20年中に結論)
 - ・放課後児童対策事業の改善 ……(21年度から実施)
- ② **教育**
 - ・教職員人事権の中核市への移譲、人事権者と給与負担者の一致の方向で検討 ……(20年度中に結論)
- ③ **医療**
 - ・基準病床数の算定方法の見直し・国の同意の廃止 (23年度までに結論)
 - ・国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化等を推進 ……(21年度中に結論)
- ④ **生活保護**
 - ・国と地方の協議の場を設け、制度全般について総合的な検討に着手 ……(20年度中を目途に制度改正の方向性)
- ⑤ **福祉・公営住宅**
 - ・福祉施設の施設設備基準及び公営住宅の整備基準について、国は標準を示し、条例による決定を可能に
- ⑥ **保健所**
 - ・所長の資格要件の緩和 ……(20年度中に結論)
- ⑦ **労働**
 - ・離職者訓練事業の民間委託訓練に関し、雇用・能力開発機構と都道府県の役割分担を明確にした上で都道府県への移譲を検討 ……(20年中に結論)

まちづくり分野関係

- ① **土地利用(都市計画、農地等)**
 - ・都市計画に係る国・都道府県の関与の廃止・縮小等…(21年度を目途に抜本見直し)
 - ・平成20年度の農地制度の改革にあたって、農地の総量を確保する新たな仕組みを構築したうえで、農地転用に係る国の許可権限の移譲、協議の廃止
 - ・地球温暖化や森林の荒廃に対処しつつ、保安林の指定・解除に係る国の権限の移譲、協議の廃止
- ② **道路**
 - ・一般国道の直轄区間の要件を見直し、主に地域内交通を分担する道路(同一都道府県内に起終点がある区間等)を都道府県に移管
- ③ **河川**
 - ・都道府県内完結一級河川を原則として都道府県に移管
- ④ **防災**
 - ・地域防災計画の作成・修正に係る国との協議の廃止
- ⑤ **交通・観光**
 - ・港湾計画・公有水面埋立に係る国の関与の縮小…(20年度中に結論)
 - ・外客来訪促進計画に係る国との協議・同意の廃止
- ⑥ **商工業**
 - ・国の中小・ベンチャー企業育成施策は、全国的視点に立った事業に限定
 - ・商工団体の一元化を含め地域の商工団体のあり方 ……(20年度中に結論)
- ⑦ **農業**
 - ・農業委員会の選挙区等、組織運営の弾力化
- ⑧ **環境**
 - ・循環型社会形成推進交付金における協議会設置の義務付けの廃止

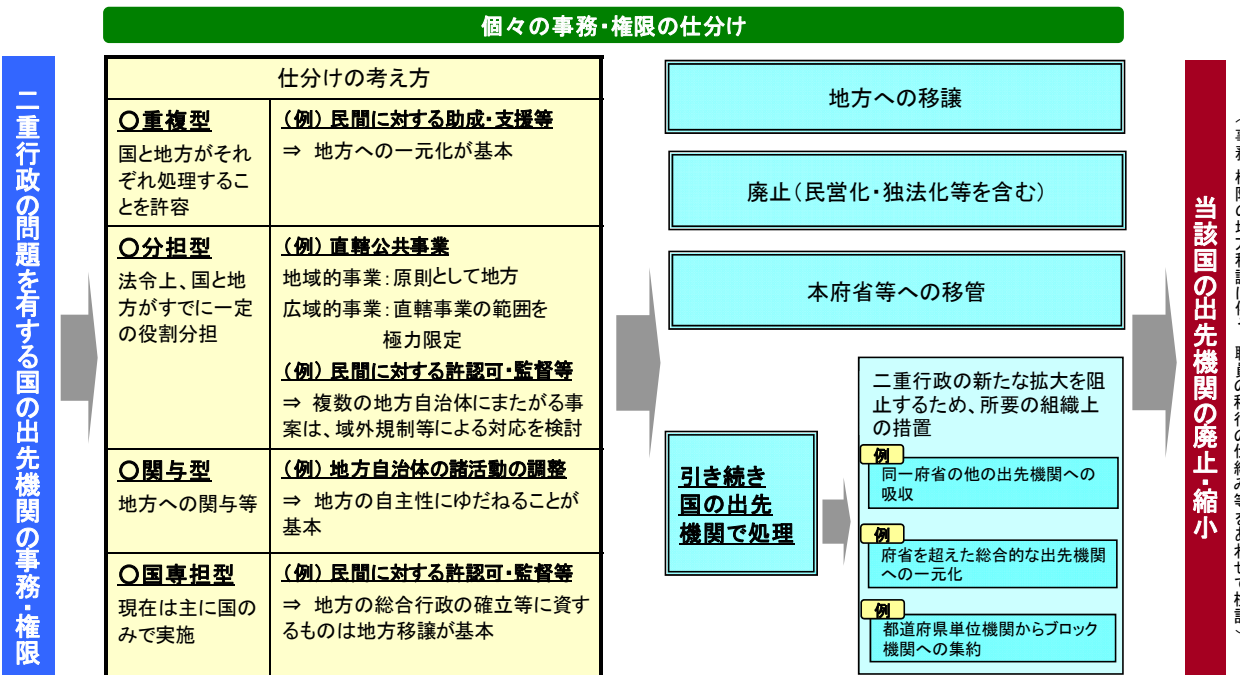
(注)・勧告事項は速やかに実施。時期を書いていない事項は、遅くとも地方分権改革推進計画で実施時期を明確化して実施。
 ・委員会は、平成20年度中に各府省の検討結果又は検討状況と結論の方向性の報告を求め、必要に応じ追加の勧告等を行う。

そこでの議論の焦点は、第一次勧告の第二章「重点行政分野の抜本的見直し」におけるまちづくり分野の農地転用許可、保安林等の農業分野、道路、河川の社会資本整備の分野に集中している。第一次勧告の文言(第二章勧告事項)の八割以上がそのまま本部決定「地方分権改革推進要綱」として盛り込まれる予定であるのに対して、以上の議論が集中した分野については、勧告文の文言を修正した要綱案文言の検討が進められている。

主要な勧告事項のポイント及び勧告文と要綱文の比較検討は、6月20日にも予定される本部決定以降の本ニュースで順次取り上げるとして、年末にも予定される第二次勧告の大きな柱となる出先機関の見直しについての枠組みをまず整理すると以下のとおりとなる。

国の出先機関の改革の基本方向

- 改革の観点**
- 国と地方の役割分担の抜本的見直し (住民に身近な行政は地方へ)
 - 行政の重複の徹底排除
 - 国と地方を通じた行政の簡素化・効率化



○ 以上の整理を本年夏に出先機関の中間的な報告として取りまとめ、各府省の見解を求めた上で結論を得て勧告(第2次)

まず、第一次勧告で示されている(第一章)国と地方の事務・権限の役割分担のメルクマール(重複型・分担型・関与型・国専担型)を基本に、出先機関による二重行政解消を目指して、出先機関の事務・権限を仕分ける。その上で、出先機関の事務・権限について地方への移譲、民営化等を含む廃止、本府省等への移管を行い、どうしても引き続き国の出先機関で担わなければならないと判断する事務・権限については、二重行政が新たに拡大しないようにする措置も含め、残る出先機関の組織のあり方について統合等も含めて検討することになる。

地方分権改革推進委員会のこうした出先機関の見直しと並行して、第二次勧告までに道路・河川の地方自治体移譲に関する具体案を国土交通省が中心となり取りまとめる予定である。この具体的な移譲がどの程度進むかによって国土交通省の出先機関である地方整備局の組織的な見直しに大きな影響を与える。道路・河川をめぐる具体的な移譲議論についても十分留意していく必要がある。